

～39歳までの皆様へ

新しい手積み立年金

# 政策支援加入で 将来の安心を!



農業者年金のコーナー

## 政策支援

農業者の担い手には、手厚い政策支援(保険料の国庫補助)があります。

国民年金第1号被保険者の農業者年金への加入要件に加え、

- ① 39歳までに加入
- ② 農業所得が900万円以下
- ③ 認定農業者で青色申告者等(下表)を満たせば受けられます。

### 保険料の国庫補助対象者と補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円 (3割)	—

※国庫補助額は月額保険料2万円に対する補助額(割合)です。  
 ※区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。  
 ※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。  
 ※区分1～5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分(国庫補助額が減額になることがあります。)または通常の保険料への変更が必要です。

- 政策支援を受けられる期間は最長20年間です。(35歳以上で加入した場合は最長で10年間です。)
- 国庫補助を受けている間の保険料は月額2万円(国庫補助額を含む)で固定され、加入者が負担する保険料は、2万円から国庫補助額を差し引いた額になります。
- 国庫補助を受けられる期間を過ぎた場合は通常の保険料(月額2万円～6万7千円の間で千円単位で選べ、変更も自由です。)になります。

**注意**

## 現況届は忘れずに提出を!

農業者年金を受給されている方は、毎年6月末日までに現況届を農業委員会に必ず提出してください。

現況届が提出されない場合、11月の支払いから提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められますのでご注意ください。